

# 川崎市上下水道局指名業者選定要綱

(昭和51年3月29日51川水総調第13号)

(趣旨)

第1条 工事又は製造の請負、物件の買い入れその他の契約について、指名業者を選定する場合の基準等については、法令その他別に定めるもののほかこの要綱を定めるところによる。

(選定基準)

第2条 指名競争入札及び随意契約（特命随意契約を除く。）の場合における指名業者の選定は、川崎市上下水道局契約規程（昭和41年水道局規程第28号）に定める競争入札参加資格業者（以下「有資格業者」という。）の中から行うものとする。

2 等級区分のある契約については、当該契約の予定価格に応じて、これに対応する等級に属する有資格業者の中から選定するものとする。ただし、必要がある場合には、直近の上位及び下位の等級に属する有資格業者の中から選定することができる。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、下水管きょ工事については、下位の等級に属する有資格業者の中から指名することができない。

4 前2項の規定によるもののほか、工事請負契約（下水管きょ工事を除く。）については、下位2等級に属する有資格業者で工事成績が特に優秀なものを選定することができる。

5 第2項ただし書、第3項及び前項の規定により競争入札に参加する者を選定する場合において、その選定する者の数は、選定される者の数の2分の1を超えることができない。

6 次の各号に掲げる契約をする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保をするため特に必要があるときは、前5項の規定によらないことが

できる。

- (1) 特殊な技術等を必要とする契約
  - (2) 災害時等における応急復旧等の緊急契約
- (留意事項)

第3条 指名業者の選定にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他の信用状態
  - (2) 契約履行の成績
  - (3) 履行能力と現状把握
  - (4) 当該契約履行についての技術的適性
- (指名委員会)

第4条 委託による特命随意契約及び当該契約以外の契約であって発注金額が500万円以上のものについては、指名業者選定委員会（以下「指名委員会」という。）の議に付するものとする。

2 指名委員会の組織は、次のとおりとする。

| 名称      | 委員長       | 委員                                                                | 所掌事務                               |
|---------|-----------|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 第1指名委員会 | 上下水道事業管理者 | 経営戦略・危機管理室長<br>総務部長<br>総務部担当部長（財務担当）<br>サービス推進部長<br>水道部長<br>下水道部長 | 発注金額が3,000万円以上の契約について、指名業者を選定すること。 |

|             |                       |                                                                                      |                                                                                                                    |
|-------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             |                       | 発注担当部長                                                                               |                                                                                                                    |
| 第2指名<br>委員会 | 総務部担当部<br>長（財務担当<br>） | 経営戦略・危機管<br>理室の経営戦略・<br>企画調整担当の担<br>当課長<br><br>サービス推進課長<br><br>水道管理課長<br><br>下水道管理課長 | 委託の特命随意契約であつ<br>て発注金額が3,000万<br>円未満のもの及び当該契約<br>以外の契約であつて発注金<br>額が500万円以上3,0<br>00万円未満のものについ<br>て、指名業者を選定するこ<br>と。 |

#### 備考

発注担当部長とは、契約を発注する課の属する部の長又はこれに相当する職にある者をいう。

3 指名委員会の庶務は、財務課で処理する。

（委員長）

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、第1指名委員会にあつては総務部長が、第2指名委員会にあつては経営戦略・危機管理室の経営戦略・企画調整担当の担当課長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員（委員長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は

意見を聞くことができる。

(持回り議決)

第7条 委員会は、緊急を要するとき又はやむを得ない事情により会議を招集することができないときは、持回りにより議決することができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、指名委員会の運営について必要な事項は、第1指名委員会の委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 川崎市水道局指名業者選定委員会要綱（昭和49年5月31日49川水総調第45号）は廃止する。

附 則（昭和56年5月25日56川水総庶第109号）

この改正要綱は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則（昭和57年7月31日57川水総契第86号）

この改正要綱は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日21川水総契第1176号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日22川上総契第1696号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日23川上総契第1755号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日24川上総契第1264号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成３０年３月２８日２９川上総管第３０３２号）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年７月２３日３０川上経管第６６７号）

この要綱は、平成３０年７月２３日から施行する。

附 則（令和２年３月５日３１川上経管第２１１７号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月３０日２川上経管第２８４５号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月７日６川上総管財第２１８９号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。